

第2回阪南市特別職給料等審議会 会議録（概要）

名称	第2回阪南市特別職給料等審議会
開催日時	令和7年10月6日（月） 午後3時00分～午後4時00分
開催場所	阪南市防災コミュニティセンター 研修室
出席者	【委員】壬生会長、掛谷会長代理、泉委員、出口委員、吉田委員、築野委員 6人出席（欠席なし） 【事務局】魚見総務部長、松尾秘書人事課長、中山秘書人事課主幹、根来秘書人事課総括主事、林秘書人事課総括主事
傍聴人数	0人
議題	【諮問案件】 ②市長、副市長及び教育長の期末手当並びに議員の期末手当の額
資料	資料1 0 第1回特別職給料等審議会での意見まとめ 資料1 1 大阪府内における市長、副市長及び教育長の期末手当の額の状況（条例本則） 資料1 2 類似団体（近畿圏）における市長、副市長及び期末手当の額の状況（条例本則） 資料1 3 大阪府内における議員の期末手当の額の状況（条例本則） 資料1 4 類似団体（近畿圏）における議員の期末手当の額の状況（条例本則）
会議	<p>【次第1 開会】</p> <p>【次第2 第1回審議会での意見の振り返り】</p> <p>事務局 （資料1 0に基づき、第1回審議会で審議した、諮問案件①市長、副市長及び教育長の給料並びに議員報酬の額についての意見について報告）</p> <p>【次第3－1 調査（市長、副市長及び教育長の期末手当の額について事務局から説明）】</p> <p>事務局 （資料1 1・1 2に基づき、阪南市の市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数が、大阪府内の市の中では低いが、近畿圏の類似団体と比較すると中ぐらいに位置していることなどを事務局から説明。）</p> <p>【次第3－2 審議（委員からの意見、質疑・応答）】</p> <p>委員 期末手当というのは、民間で言えばボーナスのことですよね。それが本市では4. 0力月分というのは、半期ででしょうか、1年間ででしょうか。</p> <p>事務局 1年間です。</p> <p>委員 民間だと半期で2. 5力月分等と報道されていますよね。それに比べると4. 0力月分というのは低く感じます。</p> <p>委員 同じ〇力月分といっても、民間会社と公務員とでは期末手当計算方法が異なります。民間は給料に支給月額をかけるのが多いですが、公務員は給料月額に地域手当や役職加算を乗じたうえで支給月数をかけます。</p> <p>会長 民間では、特に中小企業などは半期に一度必ずボーナスが出るわけではないので、その点でも比較するのが難しいですね。 参考に、一般職の期末手当については、どのような状況ですか。</p> <p>事務局 令和7年度の一般職の期末勤勉手当は4. 6力月分支給予定でしたが、先日人事院から0.05力月分を引上げるよう勧告されたので、4. 65力月分となります。</p> <p>会長 一般職については人事院勧告がありますが、特別職は人事院勧告に基づかないで、本審議会で議論する必要があります。 令和6年度と7年度を比較すると市長、副市長及び教育長の期末手当も0. 1力月分上がっている市もありますね。</p> <p>事務局 一般職の支給月数が引上げられるのに合わせて市長、副市長及び教育長の期末手当も引上げている市もあります。ただ、引上げによって一般職と同じ月数になったとは限りません。</p>

会長	一般職と同じ4.6ヶ月に引上げた市もあれば、藤井寺市のように引上げてなお4.0ヶ月に満たない市もあります。引上げの考え方は各市で異なるものと思われます。
委員	前回、市長、副市長及び教育長は本年9月まで給料カットがされており、市長は10月以降もカットが続くと事務局から説明がありましたが、期末手当についてもカットはあるのでしょうか。
事務局	期末手当は、カット後の給料の額に支給月数を乗じて算出するので、跳ね返りで本来の額からは低いものとなっていました。
委員	市長は選挙で市民から選ばれます。給料や期末手当の額が適切かどうかは、任期を終えてから、公約通りに働くことができたか否かで判断すべきではないでしょうか。副市長や教育長も、市長によって任命されるので同様です。過去からの経緯があってこの月数になっているのであれば、やる気を維持してもらうために、このままでいいのかなとも考えますが。そもそも、働きぶりをどう判断すればいいのでしょうか。
会長	前回、第1回の際にも、特別職の方の働き方をどう判断すべきかというご意見が出ました。
委員	資料によると、本市の市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数は、大阪府内の市にしては低いのは、人口が少ないので納得できます。一方で、近畿圏の類似団体と比較するとさほど低くありません。特に、本市より財政状況が良いと思われる和歌山県岩出市の方が低いというのが解せません。現在の本市の財政状況が芳しくないのは、歴代市長のトップセールスが実を結んでいないのも一因と考えます。
委員	市長と副市長と教育長は、全員同じ支給月数になるのでしょうか。
事務局	ほとんどの自治体では同じです。本市でも従前から同じ支給月数です。
委員	給料の額は異なるのですよね。よく働いてくれる役職の人には、例えば4.1ヶ月分としてもいいのではないかと思います。ただ、役職が違うから働き方も異なり、比較することは難しいです。市長の役割、副市長の役割、教育長の役割はそれぞれ法律で定められているから、それに沿っているかで判断するしかないのでしょうか。また、それぞれの任期中に働きぶりがいいからと、いったん下がったものを上げることも困難ですよね。
会長	成果報酬のように、結果に応じて期末手当の額が変化するという事例はないですよね。
委員	特別職なのだから、労働の対価というよりは、功績で判断したいところですが、市民にはそれが見えません。それならば、市民の理解を得るためにも、優秀な人材を確保するためにも、大阪府内の市や類似団体の状況を参考にして判断するほかないのではないかと考えます。 ただ、期末手当となると民間では利益の分配という要素が強くなりますので、市の事業を順調に実施したうえでさらに財政事情が許すのなら、ということになるのではないでしょうか。現在、市の事業は赤字に陥ることなく実施されていますか。
事務局	今年度、各事業は着実に実施していますが、全ての行政課題に対応できている訳ではなく、総合計画を策定して優先順位をつけたうえで実施している状況です。小中学校の体育館への空調設備整備など、大阪府内の多くの自治体で実施しているのに本市では実施できていない施策があるのも事実です。一方で、本市ならではの事業というのもあります。それを市議会に報告して評価してもらいます。
委員	類似団体と同等の行政サービスが実施されているなら支給月数も同じで良いと思いますが、劣っているならば、財政事情によるという観点が必要ではないでしょうか。
会長	行政サービスと財政状況を踏まえて期末手当の支給月数について議論すべきというご意見をいただきました。
委員	支給月数が適切かどうかはわかりませんが、近畿圏の類似団体との比較で28団体中12番目というのは、低いわけではありません。行政サービスといえば、市が住民センターをなくそうとしていると聞きました。
事務局	なくすというよりも、住民センターの管理運営の方法を変えることを検討しています。本市は自治会ごとに43の住民センターがありますが、公共施設として市が直接管理運営しているパターンは少なく、行政サービスが他市より手厚い部分と言えます。
委員	財政非常事態宣言が解除されたとのことですが、本市の財政は黒字になったのでしょうか。

事務局	令和3年2月に財政非常事態が宣言されるまでは、8年連続で支出額が歳入額を上回り、財政調整基金という貯金を取り崩して収支バランスを取る状況で、いつか貯金が底をつくことが予測されました。宣言後は各取組により3年連続で収入額が歳出額を上回り、貯金額をいくらか積み戻すことができました。ただそれは、危機的な状況が回避できたというだけで、税収額が著しく増えたなどの解決策で財政状況が良くなつたわけではありません。
委員	来週、自治会連合会理事会があり、住民センターの管理運営を地域に移行することが議題となる予定です。住民センターは災害時に避難所となるなど重要な公共施設だと考えますが、財政非常事態宣言が解除されたのに、市が手放す必要があるのか疑問に感じているところです。他市がしていないからといって、今ある行政サービスをやめるというのは理解できません。
事務局	住民センターのあり方については、以前からずっと議論してきた問題で、まちづくり協議会の件と併せて進めようとしていると聞いています。
会長	前回も同様のご意見が出ましたが、財政非常事態宣言の解除というのは市の貯金が一定積み戻しできたということだと理解しています。積み戻しができた一方で経常収支比率は悪化しており、劇的に良くなる見込みがないという財政状況において、市長、副市長及び教育長の期末手当の4.0力月分をどう捉えるかということになります。上げるのか、下げるのか、据え置くか。上げるにしても、一般職の4.6力月に近づけるのか、そこまでは上げない、段階的に上げるなど、方法はいくつかあると考えます。
委員	本市よりも財政状況が良いと思われる隣の泉南市が、本市よりも低い3.9力月というのが意外でした。
会長	どこと比較するかというのも重要ですね。
委員	税収面で閑空の恩恵がある自治体とは比べられないと思いますが、現市長と副市長は就任して1年も経っていないので、今後の活躍を期待するという意味で据え置きがよいのではないかと考えます。
委員	社会情勢を鑑みると、下げるべきとも思えません。
委員	私も、期待値と優秀な人材の確保という観点と、市の財政状況の面から、据え置きが妥当と考えます。
委員	近隣の泉南市が3.9力月であることから特に低いとも思えないし、市の財政状況は依然として厳しいということから上げる理由がなく、また下げる理由もないで、据え置きがよいと考えます。
会長	では、市長と副市長が就任間もないことを踏まえ、今回は据え置きとしますが、2年以内に見直すということでどうでしょうか。
委員	(賛成)
【次第4-1 調査（議員の期末手当の額について事務局から説明）】	
事務局	(資料13・14に基づき、阪南市の議員の期末手当の支給月数が、大阪府内の市の中では低いが、近畿圏の類似団体と比較すると中ぐらいに位置していることなどを事務局から説明。)
【次第4-2 審議（委員からの意見、質疑・応答）】	
会長	市長、副市長及び教育長と議員とでは期末手当の支給月数が違う市がありますが、その理由は何なのでしょうか。総じて議員の方が高い市の方が多いようです。
事務局	各市の事情は把握していませんが、予算編成権を持つ理事者である市長等が自ら低くしているのではないでしょうか。ただ、本市はどちらが上でどちらが下という判断ができます、ずっと同月数です。
委員	元々の報酬額が高ければ、期末手当の支給月数が低くても額は高い、という市もあるのでしょうか。また、人口規模の大きい市では議員定数が多いから支給月額が抑えられているのかもしれません。 若い人に議員になってほしいので、給料はともかく、期末手当については地元への貢献度で判断したいと考えています。また、議員定数が適切かという議論もあるのではないでしょうか。

委員	市長の期末手当は今後もカット後の給料に支給月数を乗じた額となります、議員の報酬はカットしていないことを踏まえる必要があると考えます。
委員	議員定数については条例で定められているのでしょうか。何年か前に人数が減ったと記憶しています。
事務局	議員定数は阪南市議会議員定数条例で定められており、平成29年に16人から14人になりました。
委員	議員定数が妥当かどうかを審議する市長の諮問機関等はあるのでしょうか。
事務局	そういった審議会等はありません。前回の議員定数削減は議員側の提案によって実現したと記憶しています。参考までに、総務省調査によると、令和6年12月31日現在、泉南市の条例定数は15人、人口が約53,000人と本市と比較的人口規模が近い四條畷市が12人、約57,000人の大阪狭山市が14人、約62,000人の藤井寺市が14人となっています。
委員	定数については本市が突出しているわけではないですね。議員についても、先月の市議会議員選挙で任期は始まったばかりであることを踏まえると、今後の活躍に期待を込めて据え置きというのが妥当ではないでしょうか。
会長	議員の期末手当については、市長等と同じく今回は据え置き、2年以内にまた見直すということです。
委員	(賛成)
委員	次回、見直す際には、それぞれの議員の働きぶりを資料にまとめていただきたいです。
事務局	民間企業とは異なり、生じた営業利益を分配するものではありません。また、議員が自ら公約を実現したと市民に報告することはできても、我々市職員がそれを判断できるものではありません。
委員	やはり、財政状況を踏まえ、他市と比較するしかないということですね。

【次第5 答申書（案）の取り扱いについて】

事務局	第1回審議会では、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議員報酬の額については、それぞれ現行の額に据え置くことが適当であるとのご意見を委員の皆さんからいただきました。また本日の第2回審議会では、市の財政状況や類似団体等の状況を踏まえて、市長、副市長及び教育長の期末手当、議員の期末手当については4.0ヶ月のまま据え置きますが、2年以内には見直すというご意見をいただきました。 答申書（案）については、以上のような内容で会長と相談しながら事務局でまとめるということですか。
会長	答申書（案）の取りまとめは私にご一任いただけますか。
委員	(賛成)
会長	答申書（案）をまとめた後はどうなりますか。
事務局	会長とともに検討し、作成した答申書（案）については、委員の皆さんにお送りするのでご確認をお願いします。そこでご意見等あれば事務局にお返しいただき、会長ともご相談のうえ、答申書に反映させて、最終版を作成します。完成した答申書はまた委員の皆さんにお送りします。また、答申書は会長から市長へお渡しいただき、本市のウェブサイトに掲載いたします。
会長	事務局とともに取りまとめた答申書（案）に対し、委員の皆さまの忌憚ないご意見をいただきたいと存じますので、よろしくお願ひします。

【次第6 その他】

会長	その他について、事務局から何かありますか。
事務局	答申書（案）の取り扱いについては、次第5のとおりお願ひいたします。また、期末手当は2年以内に見直すというご意見もいただきました。今後の審議会開催の際にも、それぞれの役職の方に委員就任をお願いすることになると思いますので、よろしくお願ひします。

会長 これから市の財政状況次第では、今回とは異なる審議結果になると思いますので、今後も注視していきたいと思います。
進行を事務局へお返しします。

事務局 本日の案件は終了いたしましたので、以上をもちまして第7期第2回阪南市特別職給料等審議会を閉会します。
また、答申書（案）につきましては会長にご一任ということになりましたので、今期の阪南市特別職給料等審議会はこれで終了いたします。
2回にわたる審議会で活発な議論をしていただき、誠にありがとうございました。